

与謝野町介護職員初任者研修受講費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町内介護事業所等における介護人材の確保及び資質の向上を図るため、介護職員初任者研修課程の受講に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。

(2) 介護事業所等 次の各号に掲げる事業所であって、町内に所在するものをいう。

ア 介護事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、指定介護予防サービス事業若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所又は介護保険施設をいう。

イ 障害福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。

ウ 障害児通所支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児通所支援事業を行う事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する者であって、研修を修了したもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 介護事業所等に雇用されている者

イ 研修を修了した日から1年以内に介護事業所等に就職することが見込まれる者

(2) 町税等（与謝野町税条例（平成18年与謝野町条例第57号）第3条に規定する町税並びに同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。）を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、研修の受講に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、3万5,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による補助金以外の補助を受ける場合は、前項の補助金の額から当該補助の額を控除するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、与謝野町介護職員初任者研修受講費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、研修を修了した日から起算して1年以内に行うものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて聞き取り調査等を行い補助金の交付の可否を決定し、与謝野町介護職員初任者研修受講費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定に必要な条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 第3条第1号アの者 交付決定の日の翌日から起算して6月以上継続して介護事業所等に勤務すること。

(2) 第3条第1号イの者 介護事業所等に就職した日の翌日から起算して6月以上継続して勤務すること。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに与謝野町介護職員初任者研修受講費補助金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(在職状況の報告)

第9条 交付決定者は、第7条第2項第1号又は第2号に定める継続して勤務する期間の末日の翌日から起算して1月以内に、介護事業所等から在職証明書を得て町長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第1号アの者であって、研修を修了した日の翌日から起算して6月以内に退職したものであるとき。ただし、退職後に別の介護事業所等に就労した場合及び介護事業所等の都合により解雇された場合を除く。

(2) 第3条第1号イの者であって、介護事業所等に就職した日の翌日から起算して6月以内に退職したものであるとき。ただし、退職後に別の介護事業所等に就労した場合及び介護事業所等の都合により解雇された場合を除く。

(3) 規則及びこの告示に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに関する部分に対する補助金を既に支給しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により、交付決定者に損害が生じることがあっても、町は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年6月17日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、令和8年4月1日以後に修了した研修について適用する。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。